

東大和市介護予防ポイント事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護予防又は認知症の予防を目的とした活動（以下単に「介護予防活動」という。）に参加した高齢者等にポイント（以下「東大和元気ゆうゆうポイント」という。）を付与する事業を行うことにより、介護予防活動への参加を促進し、高齢者の健康寿命の延伸及び介護予防活動の活性化を図り、もって、元気な高齢者による支え合い社会の実現に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、東大和市（以下「市」という。）の区域内に居住している者（以下「市民」という。）のうち年齢が65歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、年齢が65歳未満の市民であって介護予防又は認知症の予防に取り組む必要があると認められる者は、対象者に含めることができる。

3 介護予防活動を主催する者（以下「主催者」という。）又は当該主催者を補助する者（以下「補助者」という。）は、現に介護予防活動に従事した場合に、対象者とすることができる。

(介護予防活動の要件等)

第3条 東大和元気ゆうゆうポイントを付与する介護予防活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 介護予防又は認知症の予防の効果が見込まれるものとして次に掲げる要件を備えていること。

ア 東大和元気ゆうゆう体操その他の筋力向上、転倒予防等の効果が見込まれる活動又はコグニサイズその他の認知機能の向上が見込まれる活動を含んでいる。

イ 1回の活動が20分以上である。

ウ 他者との交流の要素がある。

エ 参加者の受ける負荷について調整ができる。

(2) その運営が主催者のボランティア活動として行われること。

(3) 参加者から参加料その他の名目で金銭（材料費、飲食費その他参加者が負担すべき実費を除く。）を徴収しないこと。

(4) 1月に1回以上の頻度で開催されること。

(5) 主たる活動は市の区域内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動については、東大和元気ゆうゆうポイントを付与しない。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした活動

(2) 暴力団等の反社会的集団の利益になる活動

(3) 競技性のある活動その他スポーツと認められる活動

(4) 文化的な活動又は趣味的な活動

(5) 閉鎖的な運営をする団体が行う活動

3 前2項に定めるもののほか、市長は、高齢者の介護予防又は認知症の予防において特に有益であると認められる事業（以下「特別事業」という。）を、東大和元気ゆうゆうポイントを付与するものとして定めることができる。

（事業の委託）

第4条 市は、この事業を社会福祉法人又は市長が適当と認める団体に委託して実施することができる。

（登録）

第5条 主催者は、介護予防活動の参加者に対して東大和元気ゆうゆうポイントを付与しようとするときは、あらかじめ前条の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）に申し出て、その登録を受けなければならない。

2 受託者は、前項の規定により申し出た内容が、第3条第1項及び第2項に規定する介護予防活動の要件に該当すると認めるときは、前項の規定により申し出た事項を所定の登録簿に登録しなければならない。

3 受託者は、登録した介護予防活動を公表しなければならない。

4 主催者は、登録事項に変更があったときは速やかに、登録した介護予防活動を停止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を受託者に届け出なければならない。

5 主催者は、受託者の求めに応じて介護予防活動の実績を報告しなければならない。

6 受託者は、登録した主催者が介護予防活動を行わないとき、登録内容とは異なる活動を行うとき、その他この事業の目的に照らしてふさわしくないと認めるときは、市長と協議して、その登録を抹消し、又は変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

（特別事業の周知等）

第6条 特別事業については、前条各項の規定は適用しない。この場合において、市長は、当該特別事業が東大和元気ゆうゆうポイントを付与する事業であることを周知するものとする。

（スタンプの管理）

第7条 受託者は、登録した介護予防活動の主催者に、スタンプを貸与するものとする。

2 主催者は、交付を受けたスタンプを適正に管理しなければならない。

3 主催者は、介護予防活動の廃止又は停止をしたときは、直ちに受託者にスタンプを返却しなければならない。

（ポイントの付与方法）

第8条 スタンプの交付を受けた主催者は、介護予防活動の参加者に東大和元気ゆうゆうポイントを付与するものとする。この場合において、自己及び補助者にも付与することができる。

2 東大和元気ゆうゆうポイントの付与の方法は、台紙（以下「ポイント手帳」という。）にスタンプを押印する方法とする。

3 介護予防活動の参加又は主催1回当たりの東大和元気ゆうゆうポイントの付与の数は、1とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた介護予防活動については、東大和元気ゆうゆうポイントを2以上付与することができる。

5 前各項の規定は、特別事業について準用する。

（景品交換）

第9条 東大和元気ゆうゆうポイントを取得した者は、その数が30の倍数に達したときに、景品と交換すること（以下「景品交換」という。）ができる。

2 景品交換をしようとする者は、ポイント手帳を受託者に提示しなければならない。

3 景品の種類については、市長が別に定める。

4 同一年度において景品交換に供することができる東大和元気ゆうゆうポイントの数は、90までとする。

5 受託者は、市長と協議して、景品交換の期間及び場所を定めるものとする。

6 受託者は、景品交換に必要な事項を公表しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、景品交換について必要な事項は、受託者が定める。

（抽選）

第10条 前条の規定にかかわらず、受託者は、市長と協議して、東大和元気ゆうゆうポイントが所定の数に達した者のうちから、抽選による当選者に景品を交付する方法を行うことができる。

（有効期間等）

第11条 取得した日から起算して3年を経過した東大和元気ゆうゆうポイントは、景品交換をするために必要な数に算入することができない。

2 景品交換をすることができる数に達した東大和元気ゆうゆうポイントを有する者は、当該数に達した日の属する年度の翌年度中に景品交換をしなければならない。

（譲渡制限等）

第12条 取得した東大和元気ゆうゆうポイントは、第三者に譲渡することができない。

2 この事業の対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、東大和元気ゆうゆうポイントは失効する。ただし、景品交換をすることができる数の東大和元気ゆうゆうポイントを取得した後に第2号に該当したときは、前条第2項の規定による期間

が満了するまでは、景品交換をすることができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者の要件を備えなくなったとき。

(受託者の責務)

第13条 受託者は、第4条の規定により委託を受けて行う事業（以下「委託事業」という。）を実施している間、未交付の景品、スタンプ及びポイント手帳を適正に管理しなければならない。

- 2 受託者は、当該年度の委託事業が終了したときは、市長に対し、速やかに事業報告書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、委託事業が終了した場合における未交付の景品、スタンプ及びポイント手帳の取扱いについては、市長と協議するものとする。

(守秘義務及び個人情報の管理)

第14条 受託者は、委託事業の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。委託事業が終了した後も同様とする。

- 2 受託者は、委託事業の遂行により収集した個人情報については、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - (1) 漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の取扱いに関する内規を定め、これに基づく管理を徹底すること。

(2) 本人の同意を得ないで目的外使用をし、又は第三者に提供してはならないこと。

(3) 使用目的を終えた個人情報は、速やかに廃棄すること。

(4) その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて適正に管理すること。

(委託契約を解除した場合等の事務処理)

第15条 第4条の規定による委託契約が解除されたとき、又は委託によらないでこの事業を実施するときは、この要領に定める受託者の事務は、市長が行うものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な様式については受託者が、その他の事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第4条の規定及び次項の規定は、同年11月8日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領に定める事業の実施に必要な準備行為は、この要領の施行の日前におい

でも行うことができる。

(平成29年度における景品交換の特例)

- 3 平成29年度における第9条第1項の規定の適用については同項中「30の倍数に達したとき」とあるのは「10に達したとき及び30の倍数に達したとき」とし、東大和元気ゆうゆうポイントの数が10に達した場合の景品交換における第11条第2項及び第12条第2項の規定の適用については第11条第2項中「当該数に達した日の属する年度の翌年度中」とあるのは「当該数に達した日の属する年度中」と、第12条第2項中「前条第2項」とあるのは「附則第3項において読み替えて適用する前条第2項」とする。

(特別の事情による事業執行の特例)

- 4 市長は、感染症の感染拡大、大規模災害の発生その他の特別の事情がある場合において、この要領に基づく事業の執行に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、必要な期間において、介護予防活動、ポイントの付与方法、景品交換その他の事項についての特例を定めることができる。

附 則 (令和2年10月21日市長決裁)

この要領は、令和2年10月21日から施行する。